

# 情報提供

那医発第 539 号  
令和 6 年 1 月 9 日

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 友利 博朗  
常任理事 喜納美津男



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会より「令和 6 年度介護報酬改定に向けた社会保障審議会介護給付費分科会における審議報告の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

記

沖医発第 1 4 2 8 号 F  
令和 5 年 1 2 月 2 8 日

地区医師会介護保険担当理事 殿

沖縄県医師会  
理事 涌波 淳子



## 令和 6 年度介護報酬改定に向けた社会保障審議会介護給付費分科会における 審議報告の送付について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日本医師会から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

本通知は、社会保障審議会介護給付費分科会において次期介護報酬改定の方針を示す審議報告について基本合意がなされ、「審議報告」として公表された内容をお知らせするものです。

本審議報告内容では、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」の 4 点を基本的な視点として改定されたことが示されております。

また、審議報告 34 頁に訪問リハビリテーションの診療未実施減算について、『ア 事業所外の医師に求められる「適切な研修の修了等」について、令和 6 年 3 月 31 日までとされている適用猶予措置期間を 3 年間延長する。』『イ 適用猶予措置期間中においても、事業所外の医師が「適切な研修の修了等」の要件を満たすことについて、事業所が確認を行うことを義務付ける。』と見直すこととする旨の記載がされているとのことです。

なお、各サービスの報酬単価につきましては、令和 6 年 1 月の社会保障審議会 介護給付費分科会において諮問・答申の予定となっているとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 令和 6 年度介護報酬改定に向けた社会保障審議会介護給付費分科会における審議報告の送付について (令和 5 年 12 月 20 日 日医第 1657 号(介護))

沖縄県医師会事務局庶務課：宮城、崎原  
TEL：098-888-0087/FAX：098-888-0089  
shomu@okinawa.med.or.jp